

国民年金コナナ

退職(失業)による特例免除制度

厚生年金に加入していた方が20歳以上60歳未満で退職(失業)すると、市区町村役場で国民年金の第一号被保険者になるための手続を行い、平成22年度は月額1万5,100円の保険料を納めることとなります。

保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

- ① 老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。
- ② 老齢基礎年金の2分の1の年金額が保障されます。
- ③ 障害基礎年金・遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。

●退職(失業)時の特例免除制度

免除申請する年度またはその前年度に退職(失業)した方は、特例免除制度を利用でき

ます。

この特例免除では、通常は審査の対象となるご本人の所得の状況を除外して審査が行われます。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められないことがあります。

※退職には自己都合退職も含まれます。

●手続き

特例免除の申請には、住民票のある市区町村へ「国民年金保険料免除申請書」を提出する必要があります(申請書は市区町村役場または年金事務所(旧社会保険事務所)にあります)。

手続に必要なものは次のとおりです。

- ① 年金手帳または納付書など基礎年金番号がわかるもの
- ② 認め印(本人が署名する場合は不要)
- ③ 失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票など)

●被扶養配偶者の方

厚生年金加入者の20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の方は、配偶者の退職(失業)によって、国民年金の種別が、第三号被保険者から第一号被保険者にかわり、保険料の納付義務が生じます。

この被扶養配偶者だった方も、配偶者の方が退職(失業)時の特例免除に該当すれば、免除申請をすることによって、免除が認められることになっています。

なお、免除された期間については、10年以内に「追納」をして、老齢基礎年金の年金額を増やすこともできます。

免除制度と追納制度の詳細については年金事務所にご相談ください。



☎ 郡山年金事務所

024-9321-3434

☎ 町民生活課

72-6933

***** 上水道加入の皆さんへ *****

2月に実施した水道水の水質検査の結果は、次のとおりです。

☎ 地域整備課 72-6936

試験項目	水質基準	試験結果	試験項目	水質基準	試験結果
一般細菌	100CFU/ml以下	0CFU/ml	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下	<0.02mg/l
大腸菌	検出されないこと	検出せず	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	0mg/l
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	<0.001mg/l	プロモホルム	0.09mg/l以下	<0.001mg/l
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	0.26mg/l	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	<0.008mg/l
シス及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	<0.004mg/l	塩化物イオン	200mg/l以下	6.3 mg/l
塩素酸	0.6mg/l以下	<0.06mg/l	蒸発残留物	500mg/l以下	121mg/l
クロロ酢酸	0.02mg/l以下	<0.002mg/l	有機物(TOC)	3mg/l以下	0.5 mg/l
クロロホルム	0.06mg/l以下	0.002mg/l	PH値	5.8~8.6	7.1
ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下	<0.004mg/l	味	異常でないこと	異常なし
ジプロモクロロメタン	0.1mg/l以下	0.001mg/l	臭気	異常でないこと	異常なし
臭素酸	0.01mg/l以下	<0.001mg/l	色度	5度以下	2度
総トリハロメタン	0.1mg/l以下	0.005 mg/l	濁度	2度以下	0.5度